

免税軽油制度の継続を求める意見書

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（１リットル当たり３２円１０銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾等で使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油は免税が認められており、これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業や農林業に貢献して来た免税軽油制度は、令和６年度税制改正により、令和９年３月３１日まで特例措置が延長されております。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、除雪機などに使う軽油が免税となっており、この制度が無くなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場経営への影響は深刻です。

さらに、現状でさえ経営が困難な農業、林業、水産業、建設業、製造業他においても負担増は避けられず、当該の事業経営への影響は深刻となり、町の経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、政府及び島根県におかれては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を更に継続されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和７年９月１２日

島根県邑南町議会議長 漆谷光夫

（地方議会意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

島根県知事